

広報委員会 学校新聞の発行や、校内の掲示について相談し、実行する。

厚生委員会 生活の厚生に関する事がらの計画実施。

美化委員会 校内で破損したものを修理し校内美化について計画及び実施の推進役になる。

図書委員会 学校図書の管理その他図書室運営の計画実行。

第30条 各種委員会に必要に応じて細かい規則を作ることができる。

第31条 各種委員会は全校的な行事を行なう場合中央委員会の承認を得なければならない。

第32条 各種委員会では決定されたことを顧問の先生に連絡しなければならない。

第33条 各種委員はその学級の過半数以上の不信任をうける場合はリコールされる。

第34条 この規程を改正する時は中央委員会で承認された後生徒総会の承認を得なければならない。

第7章 役員選挙

第35条 役員選挙は、全会員の中から立候補者をつのり全会員の投票によって行なう。

第36条 役員選挙にすることがらは別に定める選挙規定によって選挙管理委員会が行なう。

第37条 選挙管理委員会は、前期の3年の学級委員によって構成される。

第38条 選挙に関する種々の規定および実施要領は、すべて中央委員会の承認を経なければならない。

第8章 付 則

第39条 本会則は、昭和50年10月20日より効力を発する。

第40条 本会運営上、必要があれば、別に細則を定めることができる。

課外クラブ規程

第1条 この規程は中野区第九中学校生徒会課外クラブ規程とよぶ。以下クラブという。

第2条 クラブ活動の目的は生徒がめいめい好きなクラブに入ってお互の自主的な活動と顧問の援助によって、個性をのびし将来の生活に役立たせることにある。

第3条 クラブの組織は次のように決める。

1. クラブ員はこの学校の生徒にかぎる。

2. このクラブは九中の生徒会に属する。

(1)クラブの設置は次のようにして定められる。その年度始めの職員会議により、各クラブを担当する顧問を希望により定める。顧問のないクラブについては、活動を休止する

(2)クラブの種類は文化部、運動部で、それぞれの内容については、前項によって定められる。

4. 各クラブには役員と顧問を置く。

a. 役員 ①クラブ長1名

②副クラブ長1名

③書記2名

④会計2名

b. 顧問はこの学校の現職員にかぎり1クラブ1名には必ず依頼する。但し各クラブの希望を参考し、クラブ委員と職員との相談によって決める。

c. 役員は各クラブの間で選び任期は1期間再選はさしつかえない。

4月～9月（前期）10月～3月（後期）

第4条 会員は希望する課外クラブへ入部する権利を持つが、顧問教師の許可を得て2部以上に入ることもできる。